

## 議第70号

### 三島市緊急地震対策基金条例案

(設置)

**第1条** 地震による被害を防止し、又は軽減するための地震対策事業に要する経費に充てるため、三島市緊急地震対策基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立額)

**第2条** 基金として積み立てる額は、予算の定めるところによる。

(管理)

**第3条** 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

(運用益金の処理)

**第4条** 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、基金の設置の目的を達成するために必要な経費の財源に充て、又はこの基金に編入するものとする。

(処分)

**第5条** 市長は、第1条に規定する経費の財源に充てる場合に限り、基金の全部又は一部を処分することができる。

(委任)

**第6条** この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、市長が別に定める。

### 附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例は、平成28年3月31日限り、その効力を失う。

平成25年11月26日提出

三島市長 豊岡 武士